

悪性腫瘍特異物質治療管理料

イ 尿中STAに係るもの 220点

ロ その他のもの 1項目360点 2項目以上400点

- (1) イについては、悪性腫瘍の患者に対して、尿中BTAに係る検査を行い、その結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に、月1回に限り第1回の検査及び治療管理を行ったときに算定する。
- (2) ロについては、悪性腫瘍の患者に対して、区分番号D009に掲げる腫瘍マーカーに係る検査(注1に規定する検査を除く。)のうち1又は2以上の項目を行い、その結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に、月1回に限り第1回の検査及び治療管理を行ったときに算定する。
- (3) 2に規定する悪性腫瘍特異物質治療管理に係る腫瘍マーカーの検査を行った場合は、1回目の悪性腫瘍特異物質治療管理料を算定すべき月に限り、150点をロの所定点数に加算する。ただし、当該月の前月に腫瘍マーカーの所定点数を算定している場合は、この限りでない。
- (4) 注1に規定する検査及び治療管理並びに注2に規定する検査及び治療管理を同一月に行った場合にあっては、ロの所定点数のみにより算定する。
- (5) 腫瘍マーカーの検査に要する費用は所定点数に含まれるものとする。
- (6) 注1及び注2(に規定されていない腫瘍マーカーの検査及び計画的な治療管理であって特殊なものに要する費用は、注1又は注2に掲げられている腫瘍マーカーの検査及び治療管理のうち、最も近似するものの所定点数により算定する。

悪性腫瘍特異物質治療管理料について

- (1) 悪性腫瘍であると既に確定診断がされた患者について、腫瘍マーカー検査を行い、当該検査の結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に、月1回に限り算定する。
 - (2) 腫瘍マーカー検査、当該検査に係る採血及び当該検査の結果に基づく治療管理に係る費用が含まれるものであり、1月のうち2回以上腫瘍マーカー検査を行っても、それに係る費用は別に算定できない。
 - (3) 腫瘍マーカー検査の結果及び治療計画の要点を診療録に記載する。
 - (4) 初回月加算(150点)は、適切な治療管理を行うために多項目の腫瘍マーカー検査を行うことが予測される初回月に限って算定する。ただし、悪性腫瘍特異物質治療管理料を算定する当該初回月の前月において、区分番号「D009」腫瘍マーカー算定している場合は、当該初回月加算は算定できない。
 - (5) 腫瘍マーカー検査において、併算定が制限されている項目を同一月に併せて実施した場合には1項目とみなして、本管理料を算定する。
 - (6) 当該月に悪性腫瘍特異物質以外の検査(腫瘍マーカーの項に規定する例外規定を含む。)を行った場合は、本管理料とは別に、検査に係る判断料を算定できる。
- (例) 肝臓の診断確定している患者で α -フェトプロテインを算定し、別に、区分番号「D008J」内分泌学的検査を行った場合の算定
悪性腫瘍特異物質治療管理料「ロ」の「1項目」+区分番号「D00B」内分泌学的検査の実施料+区分番号「D026」生化学的検査(II)判断料
- (7) 特殊な腫瘍マーカー検査及び計画的な治療管理のうち、特に本項を準用する必要のあるものについては、その都度当局に内議し、最も近似する腫瘍マーカー検査及び治療管理として準用が通知された算定方法により算定する。